

令和6年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「中央線あるあるプロジェクト実行委員会（以下、「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじゃない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）の魅力を積極的に発信することで、区内外からの来街者の誘致を図り、街の「にぎわい・商機」の創出につなげる活動を展開しています。

あるあるプロジェクトは、これまでも様々な取組を実施し、一定の成果を上げてきましたが、一方で情報発信方法が定型化しつつあることなどが課題となっています。

そこで、事業者の有する旅行者集客の促進に向けた資源や知見を最大限に生かした情報発信事業を実施するため、それを担う企画立案力・情報伝達力・事業遂行能力等に優れた事業者を選定するプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務

(2) 業務内容

A：「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

B：「外国人」旅行者集客の

観光情報の発信対象として、A・Bのいずれかを選択し、以下の例示を参考にしつつ、多様な媒体を活用した区内JR4駅周辺の魅力的な観光情報の発信を行うこと。

A：「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

区内4駅周辺の「杉並らしさ」を生かした魅力的な観光情報を効果的に発信し、区内JR4駅周辺の認知度向上及びファンづくりを図ること。

なお、情報発信に当たり、以下の条件を必須とします。

【条件】

- ① 本件に最も効果的なターゲット層を提案すること。
- ② リアルイベントを開催する提案とすること。
- ③ 中央線あるあるプロジェクトの現状（過去5年程度）と課題を分析した上で、今までにない特色ある提案を行うこと。
- ④ 本件に関する事業の成果を検証・分析し、次年度以降の観光施策への提案を行うこと。

B：「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

区内4駅周辺の「杉並らしさ」を生かした魅力的な観光情報を効果的に発信し、外国人の区内JR4駅周辺の認知度向上及び将来的な訪日外国人の来街促進を図ること。

なお、情報発信に当たり、以下の条件を必須とします。

【条件】

- ① 本件に最も効果的なターゲット層を提案すること。
- ② 中央線あるあるプロジェクトの現状（過去5年程度）と課題を分析した上で、今までにない特色ある提案を行うこと。
- ③ 本業務に関する事業の成果を検証・分析し、次年度以降の観光施策への提案を行うこと。

※【補足事項】

① 期待する提案の例

【A. 「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信】

・区外でのリアルイベントの開催

(例) 代々木公園で開催される〇〇〇イベントと連動し、区内 JR 中央線 4 駅周辺のカレー専門店（計 12 店舗／各駅 3 店舗）が出店するイベントを開催します。イベント実施に当たっては、あえてタイトルに「杉並」を明示せず、イベント参加者が自発的に調べ「このエリアには美味しいカレー専門店が多い⇒今度食べに行ってみようかな」に繋がるような企画とします。

・区内でのリアルイベントの開催

(例) 区内〇〇〇イベントと連動開催する形で、全国で最もアニメ制作会社が多い杉並区の特徴を生かしたライブイベントを開催します。また、区内アニメ制作会社「〇〇」とタイアップし、アニメ「〇〇〇」歴代主題歌を担当したアーティストたちによるスペシャルライブイベントを実施し、「アニメの街、杉並」の認知度向上と、区内〇〇〇イベントに参加することによる新規ファンの獲得を図る企画とします。

・地域横断型 回遊イベントの開催

(例) 杉並の隣に位置し、新宿にも近い「中野エリア」を含めた地域横断型イベントを開催します。既に一定のファンがいる「サウナ」をキーワードに、両地域にあるサウナ施設を巡るデジタルスタンプラリーを実施します。巡った数に応じて提供する景品を魅力的にすることで、参加者自身の SNS を活用した情報拡散を狙いながら、長期にわたって楽しめるイベントとします。また、両地域のサウナ施設を紹介するリーフレットも合わせて制作し、一過性に留まらない発信を目指す企画とします。

【B. 「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信】

・モデルツアーの実施

(例) 地域特性を生かした体験型のモデルツアー（ラーメン制作体験を含む食べ歩きツアーなど）を開催します。コースは、「高円寺・阿佐ヶ谷」「荻窪・西荻窪」の 2 コース用意し、一般参加のほか、小規模インフルエンサーを複数名参加させて、参加者 SNS に留まらない、多角的な発信を実施します。また、実施したツアーについては実走を目指し、一過性に留まらない将来的な来街に繋がるような企画とします。

・区内在住外国人を巻き込んだ情報発信の実施

(例) 区内在住外国人が本当におすすめするスポットや店舗紹介のインタビュー動画とこれに伴うタイアップ記事を作成します。A 店で常連の外国人 B さんにインタビュー→B さんおすすめ C 店で常連の外国人 D さんにインタビューのようなラリー形式で動画・記事を構成します。発信方法としては WEB メディア「〇〇〇」にタイアップ記事を掲載するほか、取材の様子を 5 分程度の動画に編集し、同サイトの公式 YouTube チャンネルにて公開します。閲覧した外国人の将来的な来街を促せるような企画とします。

- ② 提案する事業については、ターゲットやコンセプトを明確に示すようにしてください。
- ③ 動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計・分析を含む一連の作業を業務の対象とします。
- ④ 掲載期間が限定される WEB 等のタイアップ企画の場合は、概ね 1 年以上活用できる観光ガイドブックや動画等デジタルコンテンツの作成等をあわせて提案してください。
- ⑤ 提案の中に掲げる目標数値については、その根拠を具体的に示すようにしてください。
例) 動画再生回数〇〇万回以上と明記する場合は、過去の実績を併せて提示する等
- ⑥ 結果報告については、実施事業の報告に加えて、事業の効果検証やユーザーの反応等の結果分析に基づき、今後のあるあるプロジェクトが取り組むべき事業の提言等を示してください。
- ⑦ 業務の実施は、令和 7 年 3 月 31 日までに完了するものとしてください。

※【参考】あるあるプロジェクトに関する基本データ

- 中央線あるあるプロジェクト公式 WEB サイト（日本語のみ） <https://www.chuosen-rr.com/>
- Experience Suginami Tokyo 公式 WEB サイト（英語のみ） <https://experience-suginami.tokyo/>
- 日本語版 Facebook <https://www.facebook.com/chuosenrr/>
- 英語版 Facebook <https://www.facebook.com/tokyosuginami.en/>
- 繁体字版 Facebook <https://www.facebook.com/tokyosuginami.tc/>
- 繁体字版ブログ「東京、偶而江戸」 <https://tokyosuginami19.pixnet.net/blog>
- Instagram <https://www.instagram.com/golocaltokyo/>
- 過去のプロポーザル選定受託事業 <https://www.chuosen-rr.com/information/proposal2024/>

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日

(4) 事業規模及び採用数

- (ア) 事業規模：A事業 最大 3,500,000 円（消費税込）
B事業 最大 3,000,000 円（消費税込）

(イ) 採用数（上限）：2事業者

Aから1事業者、Bから1事業者を選定します。

(ウ) 1事業者が提案できる事業数は、A・Bそれぞれで1事業までとします。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 提案主体が法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等（予定）
実施要領の公表	令和6年4月25日（木）頃 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
質問受付期間	令和6年5月10日（金）午後3時まで（必着）
質問回答	令和6年5月15日（水）以降 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
企画提案書等の提出期限	令和6年5月28日（火）午後1時まで（必着） 持参又は郵送（郵送の場合、書留郵便に限ります。）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和6年6月6日（木）頃

第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年6月12日(水)頃 場所・日時:別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和6年6月下旬頃に通知します。(予定)

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

別紙「質問書」(様式1)に質問内容を記載の上、電子メール(PDFファイルにして添付)により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信プロポーザル質問書(事業者名)」としてください。

(2) 質問の受付先

「11 問合せ先」に同じ

(3) 質問の受付期間

令和6年5月10日(金)午後3時まで(必着)

(4) 質問の回答方法

令和6年5月15日(水)以降、「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。
「あるあるプロジェクト」ホームページ URL 「<https://www.chuosen-rr.com/>」

(5) 質問事例

	質問項目	質問	回答
1	2 業務の概要 (2) 業務内容	区内 JR4 駅周辺(高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪)の情報発信について、すべてのエリアを取り上げなくてはならないか。	情報発信の比重に多少の差はあっても構いませんが、4 駅すべてのエリアに必ず触れていただきます。全く情報発信をしていないエリアが生じないようにお願いします。
2	2 業務の概要 (2) 業務内容 A	「ファンづくりを図る」とあるが具体的には何をもってファンになったと考えるか。	リアルイベントを開催し参加いただくことで「その後の街への再訪」や直接的なリピーターに繋がらなくても「自発的に杉並の情報を追ってくれるような人を増やす」ことを想定しています。
3	2 業務の概要 (2) 業務内容 A	「リアルイベントを開催すること。」とあるが、参加者から費用を取る有料イベントの開催は可能か。	イベント開催に当たっての費用充当の目的であれば提案事業者における収支管理の範囲内で、イベント参加者から金銭を受け取ることは可とします。ただし、会計事故や天変地異によるイベントの中止等に伴う返金手続き等については、すべて事業者の責任において対応するものとします。
4	2 業務の概要 (2) 業務内容	「今までにない特色ある提案」とあるが、あるあるプロジェクト全体の事業の中での「新規性」が必要になるか。	ホームページ等をご確認いただき、過去5年間の取組を分析した上で、「新規性」があるものをご提案の中に含めてください。また、その取組が「新規」である理由も含めて提案書に記載をお願いします。 ※過去に実施したプロポーザル事業については、2 業務の概要(2)業務内容の「【参考】あるあるプロジェクトに関する基本データ」から参照してください。

5	2 業務の概要 (2) 業務内容 (3) 履行期間	動画等の情報発信やWEB タイアップの記事掲載などは、契約期間中に掲載が終了していなければいけないのか。	WEB メディア、SNS 等のデジタルコンテンツの掲載・配信について、掲載終了時期の特段の条件はありません（＝契約期間後も掲載を継続していただいても構いません）が、効果検証等は年度内に報告してください。
		受託事業の開始時期は、契約締結後、準備状況に応じて、受託者のタイミングで開始して良いか。また、終了時期は履行期間である令和7年3月31日まで続けることになるのか。	事業の開始時期は、企画提案書で提案する事項ですが、詳細は、採択後の協議事項となります。なお、終了時期は、提案内容や、効果の検証方法などにより前後することとなるため、必ずしも令和7年3月31日まで継続することが必須ではありません。
6	その他 素材の提供	「あるあるプロジェクト」WEBサイトの素材使用が前提となる提案は可能か。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、 <u>原則、提案事業者による取材・制作等を前提</u> とします。質問のWEBサイトの素材使用は、 <u>著作権等の個別具体的な協議が必要となるため、ご注意ください。</u>
7	その他 訴求対象・内容	「あるあるプロジェクト」で特に重点を置いている、又は今後重点を置く予定の訴求先（地域等）、および訴求したい場所・物はあるか。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、観光情報の発信について優れた事業者を選定するために行うものです。過去の取組を分析した上で、企画提案書に「あるあるプロジェクト」が訴求すべき事項などについても、貴社の考えについて提案をお願いします。
8	その他 対象国（人・使用言語）	（B：「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信の場合）対象国は1か国でいいのか。また、使用言語は、対象国に準ずる言語のみで良いか。	対象国の国数・使用言語の指定はありませんが、対象国を定めた場合は、その理由もあわせて提案をお願いします。
9	その他 請求	事業費の請求タイミングは決まっているか。	全ての業務の履行確認後となります。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本1部と副本8部をそれぞれ製本（A4縦長ファイル等で綴じる）し、提出してください。

(3) 提出方法

「あるあるプロジェクト」事務局へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

(5) 提出期限

令和6年5月28日（火）午後1時（必着）

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア)「企画提案書（詳細）」の様式は、任意で結構ですが、【様式6-3A・B】に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。「企画提案書」は、概ね10ページ（パワーポイントの場合、10スライド）以内としてください。

(イ) 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします（A3 サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。）。なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてください。

(ウ) ①正本については、参加事業者が**特定できるように**作成をお願いします。

②副本については、審査に利用する関係上、参加事業者が特定されないように参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなどのご対応をお願いします。ただし、活用する媒体の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合があるので、特にご注意ください。

(エ) 第二次審査の際、追加の書類提出・配布は認められません。

7 受託者候補者の選定手順

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる1～2事業者（予定）を受託者候補者として選定します。なお、「(4) 事業規模及び採用数」の(ア)に定める事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準

(ア) 業務遂行力や業務実績に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務実績	・直近5年以内に類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか ※直近5年以内…平成31年4月1日～令和6年3月31日
業務遂行体制	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員の提案がなされているか

(イ) 企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
資料調整能力	・企画提案書はグラフや図等を使用し、見やすく分かりやすいものとなっているか ・留意事項に沿った企画提案書を提出しているか
業務の理解度	・「あるあるプロジェクト」が実施している観光事業の現状や課題を理解したうえで、ターゲット等の提案をしているか
提案内容の妥当性・有益性	【共通】 ・実施手順、方法、目標数値が妥当であるか ・効果検証方法が具体的に記載され、その方法が妥当であるか
	【日本人向け】 ・リアルイベントの内容や規模が具体的で、JR4 駅周辺のファンづくりにつながる仕組みが示されているか ・リアルイベント開催時にとどまらず、実施後等の情報発信にもつながる提案となっているか
	【外国人向け】 ・JR4 駅周辺の認知度向上及び将来的な来街促進につながる仕組みが示されているか ・杉並区の「にぎわい・商機」につながる、特色ある具体的な提案が盛り込まれているか
スケジュール	・確実に業務を遂行し得るスケジュールとなっているか
費用対効果	・コストに見合った提案であるか

事業者プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が具体的に把握できる説明となっているか ・具体的かつ、論理的な説明となっているか ・制限時間内に上手くまとめられているか ・評価者からの質問に対して的確に回答できているか (企画提案内容に対する評価も含む)
---------------------	---

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、それぞれ上位2～3事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、令和6年6月6日（木）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査を通過し、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、事務局より第一次審査通過事業者に対して通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年6月下旬頃に、事務局より第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、第二次審査による受託者候補者選定結果の公表後、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 費用負担

本業務の実施に当たり、必要となる諸経費（関係各所との連絡調整・会場の確保・出店手続き・取材許可や画像の使用許諾・編集・校正・実施・結果報告など）は、すべて提案事業者の負担の中で実施するものとし、あるあるプロジェクトが保有する画像等の提供については、採択後の協議事項とします。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、実施要領の公表後から選定の通知が来るまでの間、選定委員及び本プロポーザルに関する事務局職員に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき、あるあるプロジェクトが実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・実施要領に基づく、あるあるプロジェクトへの質問及び書類の提出等
- ・現に、あるあるプロジェクトと契約を締結している委託業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一因となる団体（あるあるプロジェクトとの契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）とあるあるプロジェクトが行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
- ・あるあるプロジェクトが主催する意見交換会等への出席

- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

- (5) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 予期せぬ災害、感染症の拡大等を理由として、本プロポーザルを実施することが困難であると選定会議が判断する場合は、選定途中であっても事業募集を中止することがあります。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。また、あるあるプロジェクトは企画提案書等について情報公開の請求があった場合、公開することがあります。
- (6) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者とあるあるプロジェクトが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者とあるあるプロジェクトとの協議により最終的に決定します。
- (7) 本件により選定された受託者候補者があるあるプロジェクトと契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。
- (8) 本件により選定された受託者候補者は、必要に応じて作業部会・実行委員会への出席、進捗状況の報告を行います。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合、もしくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 選定会議で審査をした結果、必要な点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負うこととします。
- (12) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「11 問合わせ先」に辞退届（様式7）を提出してください。
- (13) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難しい場合は別途協議を必要とします。

11 問合わせ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階
中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）
担当 三ツ木・柴田・田枝・浅野
受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）
電 話 03-5347-9184（直通）
E-mail information@chuosen-rr.com